

## 飯能市特例監理技術者等の配置に関する試行要領

### (趣旨)

- 1 この要領は、飯能市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び同条に規定する監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (特例監理技術者等の配置を認める要件)

- 2 特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
  - (1) 工事の設計金額が、税込1億5千万円未満であること。
  - (2) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
  - (3) 監理技術者補佐が、1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施工管理技士補）又は1級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
  - (4) 監理技術者補佐が、配置される工事の業種に係る主任技術者の資格を有すること。
  - (5) 監理技術者補佐が、公告日又は指名日において受注者と3か月以上の直接的な雇用関係にあること。
  - (6) 特例監理技術者が兼務する工事が市内で施工され、かつ、国又は地方公共団体が発注したものであること。
  - (7) 特例監理技術者が、施工における主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
  - (8) 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (9) 監理技術者補佐が担う業務等が明らかであること。
  - (10) 監理技術者の配置に関し、技術リーダー制度を用いていないこと。

### (同一の特例監理技術者が兼務できる工事の数)

- 3 同一の特例監理技術者が兼務できる工事の数は、2件までとする。

### (提出書類)

- 4 受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するとともに、施行計画書

に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(その他)

- 5 発注者は、発注に際して特例監理技術者の配置を認めない場合は、入札公告等に次のとおり明示しなければならない。

「本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置は、認めない。」

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。